

議会議案第 1 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するにつ  
いて

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに宇治市議会会議規  
則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出  
する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会  
委員長 真田 敦史

宇治市議会議長 堀 明 人 様

## 宇治市条例第 号

### 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政策経営部、総務部」を「政策企画部、総務・市民協働部」に、「市民環境常任委員会」を「産業・人権環境常任委員会」に、「産業地域振興部」を「産業観光部」に、「建設水道常任委員会」を「建設・水道常任委員会」に、「文教福祉常任委員会」を「文教・福祉常任委員会」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により旧条例第2条に規定する総務常任委員会及び市民環境常任委員会の委員（以下「旧委員」という。）に選任され、並びに旧条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者は、それぞれ改正後の宇治市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定により新条例第2条に規定する総務常任委員会及び産業・人権環境常任委員会の委員（以下「新委員」という。）に選任され、並びに新条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者とみなす。
- 3 前項の場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する総務常任委員会及び市民環境常任委員会において審査又は調査を継続している事件については、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる総務常任委員会及び産業・人権環境常任委員会に付議された事件とみなす。

( 提案理由 )

行政組織の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。